

# 申請手数料について

## (松本市手数料条例抜粋)

13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。)に関する事務

区分			金額
(1) 法第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の判定	ア 法第30条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合	法第29条第3項に規定する他の建築物の法第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積(以下この表において「他の建築物の非住宅部分床面積」という。)の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円
		他の建築物の非住宅部分床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	79,000円
		他の建築物の非住宅部分床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	125,000円
		他の建築物の非住宅部分床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	158,000円
		他の建築物の非住宅部分床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	197,000円
		他の建築物の非住宅部分床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	237,000円
イ ア以外の場合	ア以外の場合	(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下	法第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積(以下この表において「非住宅部分床面積」という。)の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの ただし、工場、倉庫その他これらに類する用途(以下この表において「工場等」という。)の場合にあっては、38,000円とする。
		非住宅部分床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	232,000円。 ただし、工場等の場合にあつては、94,000円とする。

この表において「省令」という。)第1条第1項第1号の口に掲げる基準への適合を確認する方法(以下この表において「モデル建物法」という。)による場合	非住宅部分床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	303,000円。 ただし、工場等の場合にあっては、142,000円とする。	
	非住宅部分床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	364,000円。 ただし、工場等の場合にあっては、176,000円とする。	
	非住宅部分床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	427,000円。 ただし、工場等の場合にあっては、219,000円とする。	
	非住宅部分床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	490,000円。 ただし、工場等の場合にあっては、261,000円とする。	
	(イ) (ア) 以外の場合	非住宅部分床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	361,000円。 ただし、工場等の場合にあっては、43,000円とする。
	非住宅部分床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	516,000円。 ただし、工場等の場合にあっては、101,000円とする。	
	非住宅部分床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	635,000円。 ただし、工場等の場合にあっては、149,000円とする。	
	非住宅部分床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	750,000円。 ただし、工場等の場合にあっては、184,000円とする。	
	非住宅部分床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	856,000円。 ただし、工場等の場合にあっては、228,000円とする。	
	非住宅部分床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	962,000円。 ただし、工場等の場合にあっては、272,000円とする。	

				とする。
(2) 法第12条第2項又は第13条第3項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 法第30条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合	(ア) 他の建築物の非住宅部分床面積の増加する部分の床面積(以下この表において「他の建築物の非住宅部分増加床面積」という。)がない場合	他の建築物の非住宅部分床面積(既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた他の建築物の非住宅部分床面積の変更しない部分の床面積を含む。以下この表において「他の建築物の非住宅部分変更床面積」という。)の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	14,000円
			他の建築物の非住宅部分変更床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	40,000円
			他の建築物の非住宅部分変更床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	63,000円
			他の建築物の非住宅部分変更床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	79,000円
			他の建築物の非住宅部分変更床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	99,000円
			他の建築物の非住宅部分変更床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	119,000円
			(イ) 他の建築物の非住宅部分増加床面積がある場合	(ア)に定める区分に応じそれぞれ(ア)に定める額に、aからgまでに定める区分に応じそれぞれaからgまでに定める額を加えた額 a 他の建築物の非住宅部分増加床面積の合計が300平方メートル未満のもの 10,000円 b 他の建築物の非住宅部分増加床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

				<p>27,000円</p> <p>c 他の建築物の非住宅部分増加床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 79,000円</p> <p>d 他の建築物の非住宅部分増加床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 125,000円</p> <p>e 他の建築物の非住宅部分増加床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 158,000円</p> <p>f 他の建築物の非住宅部分増加床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの 197,000円</p> <p>g 他の建築物の非住宅部分増加床面積の合計が5万平方メートル以上のもの 237,000円</p>
イ ア以外の場合	(ア) モデル建物法による場合	a 非住宅部分増加床面積(以下この表において「非住宅部分増加床面積」という。)がない場合	非住宅部分床面積(既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた非住宅部分床面積の変更しない部分の床面積を含む。以下この表において「非住宅部分変更床面積」という。)の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	72,000円。 ただし、工場等の場合にあつては、19,000円とする。

			<p>非住宅部分変更床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>116,000円。 ただし、工場等の場合にあっては、47,000円とする。</p>
			<p>非住宅部分変更床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの</p> <p>152,000円。 ただし、工場等の場合にあっては、71,000円とする。</p>
			<p>非住宅部分変更床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの</p> <p>182,000円。 ただし、工場等の場合にあっては、88,000円とする。</p>
			<p>非住宅部分変更床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの</p> <p>214,000円。 ただし、工場等の場合にあっては、110,000円とする。</p>
			<p>非住宅部分変更床面積の合計が5万平方メートル以上のもの</p> <p>245,000円。 ただし、工場等の場合にあっては、131,000円とする。</p>
		<p>b 非住宅部分増加床面積がある場合</p>	<p>aに定める区分に応じ、それぞれaに定める額に、(a)から(g)までに定める区分に応じ、それぞれ(a)から(g)までに定める額を加えた額</p> <p>(a) 非住宅部分増加床面積の合計が300平方メートル未満のもの 86,000円。ただし、工場等の場合にあっては、19,000円とする。</p> <p>(b) 非住宅部分増加床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>

			<p>144,000円。ただし、工場等の場合にあつては、38,000円とする。</p> <p>(c) 非住宅部分増加床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 232,000円。ただし、工場等の場合にあつては、94,000円とする。</p> <p>(d) 非住宅部分増加床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 303,000円。ただし、工場等の場合にあつては、142,000円とする。</p> <p>(e) 非住宅部分増加床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 364,000円。ただし、工場等の場合にあつては、176,000円とする。</p> <p>(f) 非住宅部分増加床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの 427,000円。ただし、工場等の場合にあつては、219,000円とする。</p> <p>(g) 非住宅部分増加床面積の合計が5万平方メートル以上のもの 490,000円。ただ</p>
--	--	--	--

			し、工場等の場合にあつては、261,000円とする。
(イ) (ア) 以外の 場合	a 非住宅部分増加床面積がない場合	非住宅部分変更床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	181,000円。 ただし、工場等の場合にあつては、22,000円とする。
		非住宅部分変更床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	258,000円。 ただし、工場等の場合にあつては、51,000円とする。
		非住宅部分変更床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	318,000円。 ただし、工場等の場合にあつては、75,000円とする。
		非住宅部分変更床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	375,000円。 ただし、工場等の場合にあつては、92,000円とする。
		非住宅部分変更床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	428,000円。 ただし、工場等の場合にあつては、114,000円とする。
		非住宅部分変更床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	481,000円。 ただし、工場等の場合にあつては、136,000円とする。
	b 非住宅部分増加床面積がある場合		aに定める区分に応じ、それぞれaに定める額に、(a)から(g)までに定める区分に応じ、それぞれ(a)から(g)までに定める額を加えた額 (a) 非住宅部分増加床面積の合計が300平方メートル未満のもの 224,000円。ただし、工場等の場合にあつては、23,000円とする。 (b) 非住宅部分増加床面

		<p>積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの361,000円。ただし、工場等の場合にあつては、43,000円とする。</p> <p>(c) 非住宅部分増加床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの516,000円。ただし、工場等の場合にあつては、101,000円とする。</p> <p>(d) 非住宅部分増加床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの635,000円。ただし、工場等の場合にあつては、149,000円とする。</p> <p>(e) 非住宅部分増加床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの750,000円。ただし、工場等の場合にあつては、184,000円とする。</p> <p>(f) 非住宅部分増加床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの856,000円。ただし、工場等の場合にあつては、228,000円とする。</p> <p>(g) 非住宅部分増加床面積の合計が5万平方メートル以上10万平方メートル未満のもの1,000,000円。ただし、工場等の場合にあつては、250,000円とする。</p>
--	--	---



				積の合計が5万平方メートル以上のもの 962,000円。ただし、工場等の場合においては、272,000円とする。		
(3) 法第12条第2項又は第13条第3項の規定による軽微な変更に関する証明書の交付			(2)に定める	区分に応じ、それぞれ(2)に定める額		
(4)	ア 当 法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	該計 画が 法第30条第1項 第1号に 掲げる基 準に 適合 すると市 長が認 めた場 合	(ア) 一戸建ての住宅	5,000円		
			(イ) 一の共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10,000円	
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円	
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,000円	
			(ウ) (ア)及び(イ)以外の建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10,000円	
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円	
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	79,000円	
				床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	125,000円	
				床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	158,000円	
			イ ア 以外 の場 合	(ア) 一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円
					床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,000円
				(イ) 一の共同住宅、長屋その他の一戸建て	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	68,000円
床面積の合計が300平方メートル以上のもの	113,000円					

		ての住宅以	2,000平方メートル未満のもの			
		外の住宅	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円		
			床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	276,000円		
	(ウ)	a	モ	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円	
	(ア)		デル			
	及び		建物	床面積の合計が300平方メートル以上	144,000円	
	(イ)		法に	2,000平方メートル未満のもの		
	以外		よる	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	232,000円	
	の建		場合	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	303,000円	
	築物			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	364,000円	
				床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	427,000円	
				床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	490,000円	
		b	a以	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	224,000円	
			外の			
			場合	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	361,000円	
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	516,000円	
				床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	635,000円	
				床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	750,000円	
				床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	856,000円	
				床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	962,000円	
(5)	ア	当	(ア)	一戸建ての住宅	3,000円	
法第	該計		(イ)	一の共同	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	5,000円
31	画が			住宅、長屋そ		
条第	法第			の他一戸建	床面積の合計が300平方メートル以上	10,000円
1項	30			ての住宅以	2,000平方メートル未満のもの	
の規	条第			外の住宅	床面積の合計が2,000平方メートル	22,000円

定による建築 物エネルギー 消費性能 向上計画 の変更の 認定の申 請に 対する審 査	1項 第1 号に		以上5,000平方メートル未満のもの			
			床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	40,000円		
	掲げる基準に適合すると市長が認められた場合	(ウ) (ア)及び(イ)以外の建築物		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	5,000円	
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	14,000円	
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	40,000円	
				床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	63,000円	
				床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	79,000円	
				床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	99,000円	
				床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	119,000円	
			イ ア 以外の場合	(ア) 一戸建ての住宅		床面積の合計が200平方メートル未満のもの
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの			19,000円	
	(イ) 一の共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅			床面積の合計が300平方メートル未満のもの	34,000円	
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	57,000円	
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	97,000円	
				床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	138,000円	
	(ウ) a モデル建物 (ア) 及び(イ) 以外の建築物	による場合			床面積の合計が300平方メートル未満のもの	43,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	72,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	116,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	152,000円
				床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	182,000円	

			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	214,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	245,000円
		b a以外の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	112,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	181,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	258,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	318,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	375,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	428,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	481,000円
(6)	ア 当	(ア) 一戸建ての住宅		5,000円
法第36条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能基準に適合すると市長が認めた場合の申請に対する審	該計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合すると市長が認めた場合	(イ) 一の共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	79,000円
		(ウ) (ア)及び(イ)以外の建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	79,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	125,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	158,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	197,000円

査	イ ア 以外 の場 合	(ア)	a 省 一戸 建て の住 宅	床面積の合計が5万平方メートル以上の もの	237,000円	
				床面積の合計が200平方メートル未満 のもの	34,000円	
				床面積の合計が200平方メートル以上 のもの	38,000円	
				号のイ の(1) の( ) 及び口 の(1) に掲げ る基準 への適 合を確 認する 方法に よる場 合		
				b 省	床面積の合計が200平方メートル未満 のもの	18,000円
				条第1 項第2	床面積の合計が200平方メートル以上 のもの	19,000円
				号のイ の(2) の( ) 及び口 の(2) に掲げ る基準 への適 合を確 認する 方法に よる場 合		
				c 省	床面積の合計が200平方メートル未満 のもの	18,000円
条第1	床面積の合計が200平方メートル以上	19,000円				

		項第2のもの 号のイ の(3) 及び口 の(3) に掲げ る基準 への適 合を確 認する 方法に よる場 合	
(イ)	a 省 令第1 条第1 項第2 号のイ の(1) 及び口 の(1) に掲げ る基準 への適 合を確 認する 方法に よる場 合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	68,000円 113,000円 193,000円 276,000円
	b 省 令第1 条第1 項第2 号のイ の(2) の( ) 及び口 の(2) に掲げ る基準	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	33,000円 56,000円 102,000円 153,000円

		への適合を確認する方法による場合	
		c 省令第1条第1項第2号のイ及び口のに掲げる基準への適合を確認する方法による場合	
		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	153,000円
	(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の建築物	a モデル建物法による場合	
		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	144,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	232,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	303,000円
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	364,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	427,000円
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	490,000円
		b a以外の場合	
		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	224,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	361,000円

			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	516,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	635,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	750,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	856,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	962,000円

備考

- 1 この表の(4)又は(5)の場合において、一の申請に係る計画に2以上の建築物(審査を要する建築物に限る。)が含まれているときは、それぞれの建築物について、この表の区分に応じ、それぞれに定めるに定める額(この表の(5)の場合における計画に追加しようとする建築物にあっては、(4)に定める額)を合算した額とする。
- 2 この表の(5)の場合において、計画に追加しようとする建築物の数が1であるとき(審査を要する建築物が2以上である場合を除く。)は、当該建築物について、この表の(4)に定める区分に応じ、それぞれに定める額とする。
- 3 次に掲げる規定の場合において、一の申請に係る計画に含まれる住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号に掲げる数値とするときは、当該住宅部分の共用部分の床面積は、この表の(4)から(6)までに掲げる床面積には算入しないものとする。
  - (1) この表の(4)のアの(イ)及びイの(イ)
  - (2) この表の(5)のアの(イ)及びイの(イ)
  - (3) この表の(6)のアの(イ)並びにイの(イ)のa及びb
- 4 この表の(6)のアの(イ)(省令第1条第1項第2号のイの(3)及びロの(3)に掲げる基準への適合を確認した方法による申請に限る。)及びイの(イ)のcの場合においては、一の申請に係る計画に含まれる住宅部分の共用部分の床面積は、この表の(6)に掲げる床面積には算入しないものとする。
- 5 次に掲げる規定の場合において、一の申請が住宅以外の部分を含むものに係るものであるときは、当該規定に定める額に、当該住宅以外の部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める規定に定める額を加えた額とする。
  - (1) この表の(4)のアの(ア)又は(イ) 同アの(ウ)
  - (2) この表の(4)のイの(ア)又は(イ) 同イの(ウ)
  - (3) この表の(5)のアの(ア)又は(イ) 同アの(ウ)
  - (4) この表の(5)のイの(ア)又は(イ) 同イの(ウ)
  - (5) この表の(6)のアの(ア)又は(イ) 同アの(ウ)
  - (6) この表の(6)のイの(ア)又は(イ) 同イの(ウ)
- 6 この表の(4)又は(5)の場合において、法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出があったときは、この表の(4)又は(5)に定める額に、第8項の表の(1)に定める区分に応じ、それぞれ同表の(1)に定める額を加えた額とする。